

令和6年度庁議報告事項	第17回庁議（2024年11月25日）	子ども教育部 児童福祉課
-------------	---------------------	--------------

## 【件名】

中野区社会的養育推進計画（素案）について

## 【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区は、社会的養育推進計画の策定に向けて検討を進めてきたところであるが、この度、児童福祉審議会等での検討を踏まえ、以下のとおり計画（素案）を取りまとめたので報告する。

### 1 構成

- 第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方
- 第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組
- 第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築
- 第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組
- 第5章 子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援
- 第6章 里親委託の推進に向けた取組
- 第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援
- 第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組
- 第9章 社会的養護を担う施設の環境整備

### 2 中野区社会的養育推進計画（素案）

別添のとおり

### 3 意見交換会等の実施

計画（素案）に対する意見交換会等を以下のとおり実施する。なお、意見交換会については、「中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）（素案）」に対する意見交換会との合同開催とする。また、東京都を含め広域で対応している事項については、関係自治体と策定内容について必要な調整を実施する。

#### （1）意見交換会の日程

日付	時間	場所
12月10日（火）	19時～20時30分	オンライン（Teams）
12月11日（水）	10時～12時	上高田児童館 <sup>※1</sup>
	14時～17時	上高田児童館 <sup>※2</sup>
12月12日（木）	19時～20時30分	オンライン（Teams）
12月13日（金）	16時～19時	中野東図書館ティーンズルーム <sup>※2</sup>
12月15日（日）	10時～11時30分	中野区役所

12月18日（水）	10時～12時	南中野児童館 <sup>※1</sup>
	15時～18時	南中野児童館 <sup>※2</sup>

※1 乳幼児親子を対象とし、オープンハウス形式（意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式）で実施する。

※2 子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行い、オープンハウス形式で実施する。

#### （2）意見募集

12月5日（木）から25日（水）までの期間において、電子メール、ファックス、郵送、L o G o フォーム等により、区民等から意見を募集する。

#### （3）周知方法

区報（12月5日号）及び中野区ホームページ等により周知する。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和7年1月 計画（案）の決定

2月 パブリック・コメント手続きの実施

3月 計画策定

# 中野区社会的養育推進計画 (素案)

令和7年度（2025年）▶令和11年度（2029年）

令和6年（2024年）11月  
中野区

## 目 次

---

<b>第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1 策定趣旨等	1
2 中野区の現状と推計	3
<b>第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組</b>	<b>7</b>
現状と課題	7
方向性	7
具体的な取組	8
1 子どもへの意見聴取等措置	8
2 意見表明等支援事業	8
3 児童福祉審議会を活用した子どもの権利救済	9
評価指標と目標値	9
<b>第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築</b>	<b>11</b>
1 妊娠期からトータルな子ども・家庭相談体制	11
現状と課題	11
方向性	12
具体的な取組	12
(1) 子ども・家庭相談体制の整備	12
(2) ヤングケアラーに対する支援	14
評価指標と目標値	15
2 子どもの養育を支えるサービス	16
現状と課題	16
方向性	16
具体的な取組	17
(1) 養育支援サービスの整備	17
(2) 母子生活支援施設の体制整備・活用促進	18
評価指標と目標値	18
<b>第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組</b>	<b>20</b>

現状と課題	20
方向性	21
具体的な取組	21
1 一時保護の体制整備	21
2 一時保護における子どもの権利をまもる取組	22
評価指標と目標値	23
<b>第5章 子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援</b>	<b>24</b>
現状と課題	24
方向性	24
具体的な取組	25
1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	25
2 親子関係再構築に向けた取組	26
3 特別養子縁組等の推進のための取組	26
<b>第6章 里親委託の推進に向けた取組</b>	<b>28</b>
1 里親委託の子ども数、里親登録数の見込み等	28
(1) 里親委託が必要な子ども数の見込み	28
(2) 確保が必要な里親数の見込み	29
2 里親養育の包括的な支援体制の構築に向けた取組	31
現状と課題	31
方向性	31
具体的な取組	32
(1) 包括的な里親等支援体制の整備	32
<b>第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援</b>	<b>33</b>
1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握	33
現状と課題	33
方向性	33
具体的な取組	33
(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み 及び実情把握	33

<b>2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組</b>	<b>3 4</b>
現状と課題	3 4
方向性	3 5
具体的な取組	3 5
(1) 児童自立生活援助事業	3 5
(2) 社会的養護自立支援拠点事業	3 5
(3) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備	3 6
評価指標と目標値	3 6

## **第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組 3 7**

現状と課題	3 7
方向性	3 7
具体的な取組	3 8
1 人材育成の更なる充実	3 8
2 「中野区児童相談所運営基本方針」に基づく組織運営の推進	3 9
3 より良い支援、より良い住民サービスの実現に向けた基盤整備	3 9
4 成果を発信し、好循環を生み出す	3 9
職員配置	4 0

## **第9章 社会的養護を担う施設の環境整備 4 2**

現状と課題	4 2
方向性・取組	4 2

## 第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方

### 1 策定趣旨等

#### (1) 策定趣旨

社会的養育推進計画は、国通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」(令和6年3月12日ご支家第125号)により、令和6年度末までに、令和7年度から令和11年度を期間とする計画の策定が求められており、児童相談所設置自治体である中野区も策定主体とされています。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)に規定する家庭養育優先の原則(※)を基本とし、子どもの最善の利益を実現していくための取組を計画的に実施することを策定の目的とするものです。

#### ※児童福祉法

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

#### (2) 計画で定める項目

社会的養育推進計画に定める項目については、国が示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(以下「策定要領」という。)を踏まえたうえで、基礎的自治体である区が児童相談所を設置していることや、里親委託や児童養護施設への措置等の取組は東京都及び他区児童相談所との広域連携により対応していくことを考慮して次のとおりとします。

#### 第1章 社会的養育推進計画の基本的な考え方

#### 第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組

#### 第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築

#### 第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組

#### 第5章 子どものパーマネンシ—保障の考え方に基づく支援

#### 第6章 里親委託の推進に向けた取組

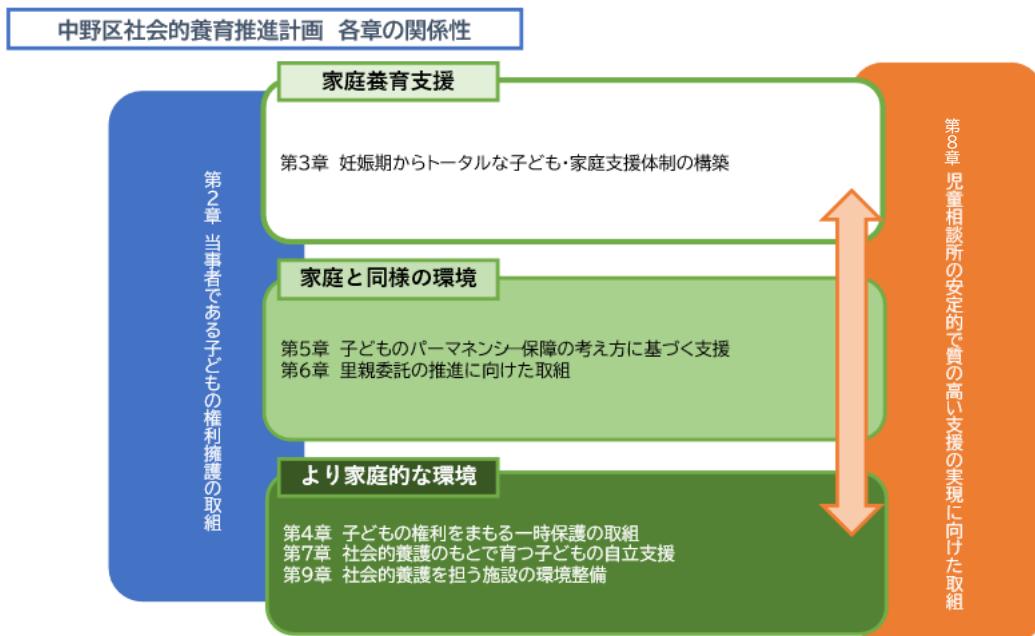
#### 第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援

#### 第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組

#### 第9章 社会的養護を担う施設の環境整備

### (3) 策定にあたっての考え方

区の子ども家庭福祉にかかる事業や児童相談所の取組においては、法及び策定要領に示される方向性を踏まえた施策を開拓してきています。



策定にあたっては、現行の区の基本計画・実施計画、子ども総合計画、児童相談所の取組内容を踏まえ、社会的養育推進計画の骨格を整理するとともに、関係部署との連携等により必要な検討を進め内容を調整しました。

また、東京都を含め広域で対応している事項については、関係自治体と策定内容について必要な調整を実施しました。

### (4) 意見聴取等

策定にあたっては、児童福祉審議会(子どもの権利擁護部会、里親認定部会)、里親委託等推進委員会に意見を求めるとともに、子ども・当事者からの意見聴取を実施しました。

中野区自治基本条例(平成17年条例第20号)に規定する意見交換会、パブリック・コメント手続きについても実施します。

### (5) 運用

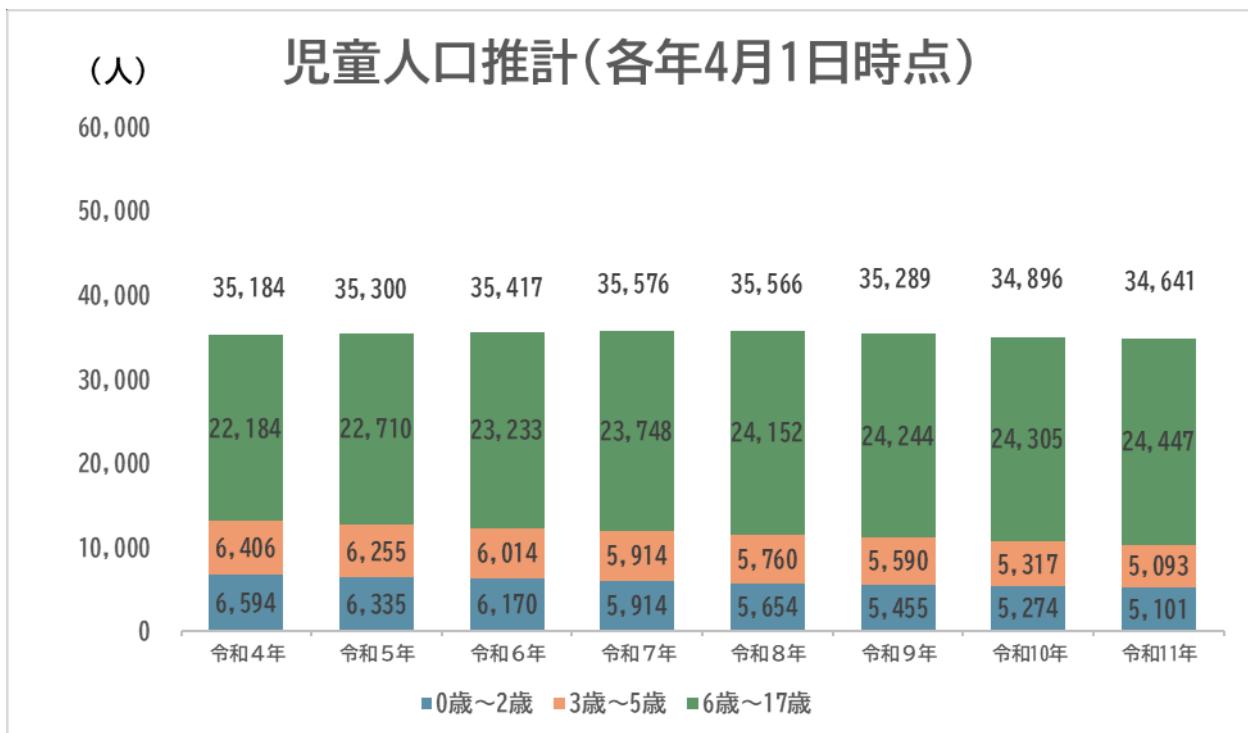
運用にあたっては、各項目の実施状況を毎年度把握、分析し、その内容を児童福祉審議会へ報告します。また、分析によって明らかになった課題への対応については取組の見直し等を検討、実施します。

## 2 中野区の現状と推計

○ 区は、令和4年度に児童相談所を設置し、児童相談所設置自治体と位置付けられました。本計画においては、令和3年度以前の区の子ども・家庭相談の傾向も踏まえつつ、令和4年度以降の統計数値から社会的養育にかかる基礎的な推計を行っています。

### (1) 児童人口

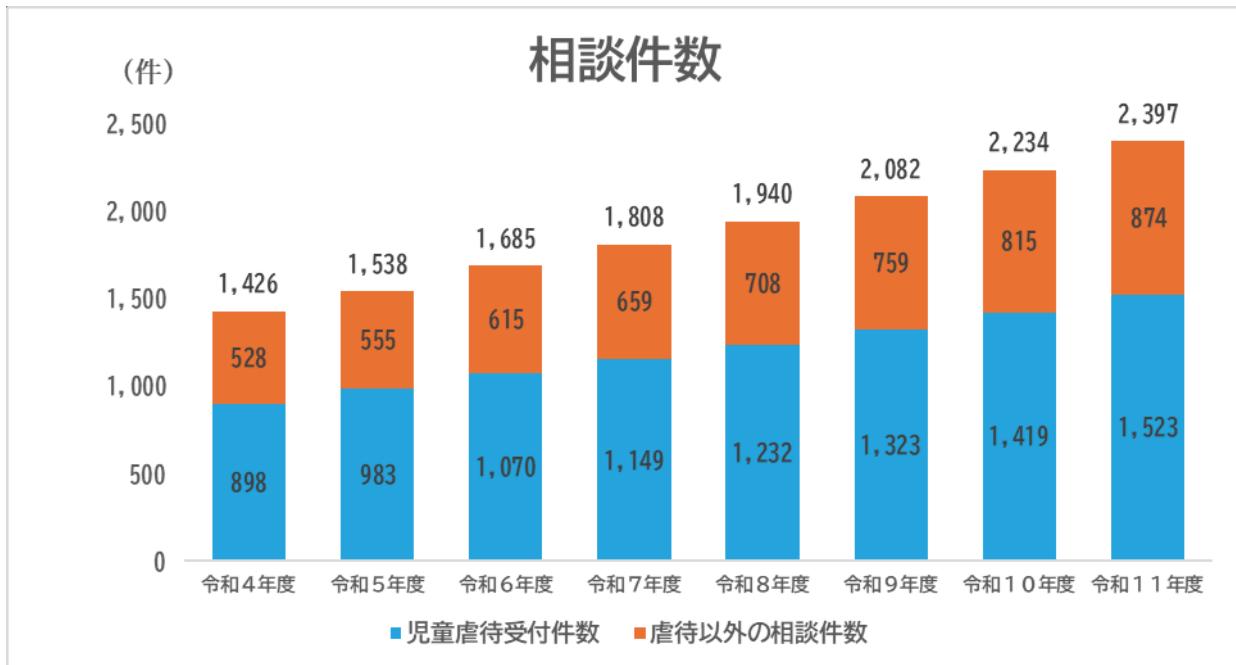
児童人口は、本計画と同時期に策定する中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)における推計を基礎とします。



※令和6年までは実績、令和7年以降は推計

### (2) 相談件数

児童相談所が受け付けた相談件数は増加しています。令和3年度以前の区の子ども・家庭相談の件数も継続して増加傾向にあったことから、当面、この増加傾向が続くことを想定します。児童人口に対する相談件数の伸びの傾向が継続すると推計します。



※令和5年度までは実績、令和6年度以降は推計

### (3) 代替養育が必要な子どもの数

代替養育が必要な子ども(里親委託、児童養護施設等へ措置する子ども)の数は、新規入所等児童数(新たに代替養育の対象となった子どもの数)と、退所等児童数(家庭復帰や自立等により代替養育の対象外となった子どもの数)を推計し、その足し引きにより求めます。

区が児童相談所を設置した以降は、適時適切な一時保護が行われ、子ども・家庭の状況に応じて代替養育につながっていることから、潜在需要は見込まないものとします。

#### ① 新規入所等児童数

令和4年度と比較して令和5年度の新規入所等児童数は、乳児院におけるきょうだいケースの措置が影響し増加していますが、令和6年度の現状を踏まえ、令和5年度数値を補正したうえで、令和6年度以降の数値を推計しました。

算出方法としては、児童人口に対する新規入所等児童数の割合の平均値を基礎として、各年度の児童人口推計を反映し求めています。

#### ② 退所等児童数

前年度末の代替養育が必要な子どもの数に対しての退所等児童数の割合は、令和4年度、令和5年度ともに高く、平均で30%を超えています。児童相談所開設直後の数値であり長期的な分析が必要ではありますが、施設入所中の子どもに対してのきめ細かい状況把握や進行管理及び、地域の関係機関やサービス利

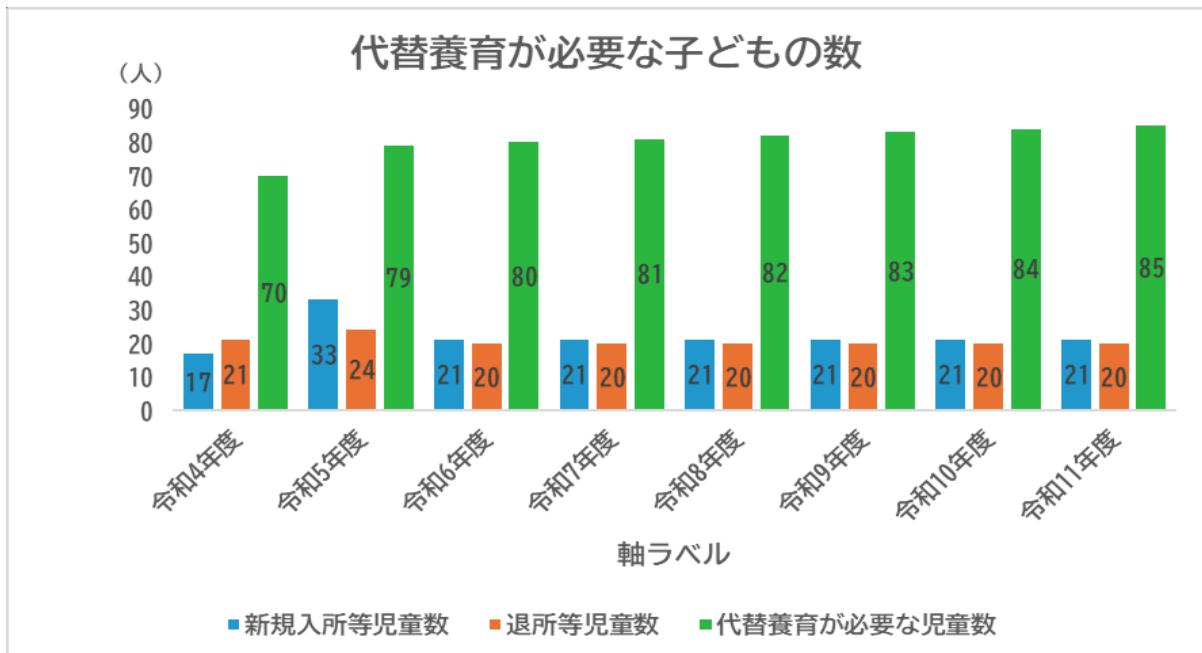
用等とのきめ細かい連携により家庭復帰につながっている影響も想定されます。

算出方法としては、前年度末の代替養育が必要な子どもの数に対しての退所等児童数の割合について、措置数の多い児童養護施設の平均値を基礎として、各年度の数値に反映し求めています。

### ③ 代替養育が必要な子どもの数

各年度の数値は以下により求めています。

前年度末における代替養育が必要な子どもの数 + ①—②



※令和5年度までは実績、令和6年度以降は推計

### (4) 一時保護の状況

区は、児童相談所開設に合わせて一時保護所を設置しました。定員は12名（女児・男児 各5名、幼児2名）です。令和4年度、令和5年度の保護実績は以下のとおりです。保護件数は、令和3年度以前の東京都における中野地区の子どもの保護実績の概ね倍の数値となっています。また、区の一時保護所の稼働率は令和5年度には80%に到達しました。一時的に定員を超過する場合には、主に特別区間で広域調整し、他区の一時保護所に保護委託を行っています。また、乳児については専門性の高い乳児院への一時保護委託を基本とせざるを得ない現状です。

個室を中心とする環境整備、意見表明等支援事業の受入、第三者評価の受審、在籍校への登校支援、個々の子どもの状況に応じた個別支援の実現等、子どもの権利をまもる取組を推進しており、こうした状況の維持・向上が求められています。

○一時保護実績

(件)

	令和4年度	令和5年度
所内一時保護児童	73	81
一時保護委託児童	55	41
合計	128	122

## 第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組

### ◎現状と課題

- 令和4年の児童福祉法改正(以下「法改正」という。)により、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の子どもの意見聴取等措置の義務化及び、子どもの権利擁護にかかる環境整備が児童相談所設置自治体の業務として位置付けられるとともに、子どもの意見表明を支援するしきみの導入が努力義務として規定されました。
- 中野区児童相談所は子ども・家庭への対応にサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入しています。「家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みをつくることをあらゆる人と手を携えて支える」ことを相談援助の基本的な考え方としています。児童相談所の一時保護、一時保護解除、里親委託及び、施設入所措置等においては、子どもの意見や意向を勘案し、子どもの最善の利益を考慮して行うという理念のもと運営しています。法改正を受けて、こうした取組を一層確実なものとする必要があります。
- 区は、一時保護や児童養護施設等へ措置された子どもを対象に意見表明を支援する環境整備を整えるとともに、児童福祉審議会の事務局に子どもの権利擁護調査員を配置し、児童福祉審議会を活用した子どもの権利救済の仕組みを構築しました。これらの仕組みを子どもにわかりやすく周知することや、迅速に対応できる体制を整備することが求められています。
- なお、区は子どもの権利擁護について区全体のしきみの整備等を進めており、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るために、令和4年3月に中野区子どもの権利に関する条例を制定し、同年4月に施行しました。条例には、子どもの権利の保障の基本理念、区、区民、事業者等の役割、場面ごとに特に保障されるべき権利や子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組、子どもの権利の相談及び侵害からの救済の仕組み等を定めています。

### ◎方向性

- 子どもの権利擁護にかかる取組については、子どもへのわかりやすい説明から始まり、子どものしあわせにつながるように運用します。
- 児童相談所が行う制度としてのアドボケイト、独立した立場のアドボケイト(意

見表明等支援事業)、子どもと一緒に生活する身近な大人が行うアドボケイト、児童福祉審議会の子どもの権利擁護調査員による聴き取りなどの際には、子どもが大人との関りに戸惑わないようにそれぞれの役割などについて丁寧に説明するとともに、意見聴取後に続く子どもの生活への影響について配慮し、子どもの状況に応じて対応することを基本として共有します。

- 子どもの権利擁護や社会的養護に関する取組を検討するときは、当事者である子どもの意見を聴きます。

## ◎具体的な取組

### 1 子どもへの意見聴取等措置

- 児童相談所は、国の示す「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、一時保護、在宅指導、施設入所、里親委託等の開始や解除などの援助方針を検討する際には、必ず子どもの意見を聴取します。
- 子どもの意見を聴取する際には、事前にその内容について、絵と言葉を用いたり、映像視聴や施設見学等を取り入れたりすることにより、子どもにわかりやすく説明します。
- 援助方針を決定する際は、子どもの意見を確認したうえで、子どもにとって最善の方法を検討します。子どもの意見の確認は、児童相談所職員からの代弁、子ども本人からの動画や手紙等での提出、子どもの会議等の場への出席など、子どもの意向にそった方法で行います。児童相談所は検討した経過や結果について、子どもにわかりやすく説明します。また、子どもの意見聴取の経過等については、確実に記録し、援助方針決定時、正確にその内容を確認できるようにします。

### 2 意見表明等支援事業

- 区は、中野区児童相談所が措置等を行った一時保護中または里親家庭や児童養護施設等で生活するすべての子どもを対象として、第三者の独立アドボケイトが子どもの意見や意向を形成することへの支援や子どもからの意見聴取を訪問等にて実施する事業(意見表明等支援事業)を行います。子どもの意見に対する対応は子どもの意向を尊重し、意見の代弁、意見表明の場への同行、意見の保留等を取り扱います。

- アドボケイトや子どもの意見等に対応した大人は、伝えた意見の取扱いの経過や結果について子どもにわかりやすく説明します。
- 意見表明等支援員(アドボケイト)は定期的及び子どもの希望に応じて意見表明の有無にかかわらず話を聞く機会を持ちます。カードを使ったワークを実施するなど、体験的に子どもが権利について触れる機会を設けます。
- 事業の実施状況を踏まえ、関係者を対象に事業の傾向分析、良い実践の共有、改善すべき点の提案等を行う定例会を月に1回実施します。  
また、児童相談所や里親・児童養護施設等の関係者を対象に、子どもの権利擁護にかかる理解促進・対応力向上を目的とした専門研修を実施します。

### 3 児童福祉審議会を活用した子どもの権利救済

- 子どもが児童相談所の援助決定や、児童養護施設での生活に関する事柄等について意見を申し立てたいときは、児童福祉審議会へ直接相談できるしくみを運用します。
- 子どもの相談は、児童福祉審議会事務局に設置する子どもの権利擁護調査員が子ども本人や関係者に話を聴いて内容を調査します。子どもからの申立てについては、児童福祉審議会子どもの権利擁護部会が内容を審議し、児童相談所や施設等に対応を求めます。

#### ◎評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和6年度)	令和11年度 目標値
①社会的養護に関わる関係職員及び子どもへの子どもの権利擁護研修等実施回数	8回	8回
②意見表明等支援事業を利用可能な子どもの割合	100%	100%

③措置児童等の権利擁護の認知度 意見表明等支援事業の認知度	57.1% 35.0%	100%
④社会的養護施策策定の際の意見聴取 への当事者である子どもの委員としての 参加やヒアリング・アンケートの実施	実施	実施

## 第3章 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制の構築

### 1 妊娠期からトータルな子ども・家庭相談体制

#### ◎現状と課題

- 国は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置や、子育て支援施設等において身近に相談することができる相談機関の整備等を市区町村の努力義務とする児童福祉法の改正を令和4年に行いました。
- 特に、予期せぬ妊娠やDV、若年妊娠など、妊娠中から出産後の子育てが難しいことが予想される特定妊娠については、早期からの切れ目ない支援が、虐待発生予防について重要な役割を果たすことを関係機関で共有することが必要です。そして、リスクをしっかりと把握し、適切に対応していくことが求められます。
- 区は、令和6年4月に地域に身近な保健・福祉の総合窓口であるすこやか福祉センターを子ども家庭センターとして位置づけました。子ども家庭センターの設置を契機とし、妊娠婦、子育て世帯、子どもに対する包括的な支援体制をさらに強化していく必要があります。  
加えて、児童館等の地域に身近な施設で子ども・家庭からの相談に応じ、子ども家庭センターの役割を補完することが期待されています。  
(※以後、「子ども家庭センター」については、単に「すこやか福祉センター」と表記)
- 区は、さまざまな課題を抱える子ども・若者及び家庭からの相談に対応するため、令和3年度に子ども・若者支援センターを新設し、令和4年4月に同センターに児童相談所を設置しました。子ども・若者支援センターは、虐待の早期対応やその後の継続した支援の役割を担うとともに、総合相談、若者支援の機能があります。また、要保護児童地域対策協議会の調整機関として、関係機関間の連携を推進する役割を担っています。  
さらに、子ども・若者支援センターの建物内に教育センター等を設置し、就学相談や教育相談と連携した支援を行っています。
- すこやか福祉センターと児童相談所を含む子ども・若者支援センターとの連携により、虐待等に至る前の予防的支援や社会的養護からの家庭復帰などにおける親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

## ◎方向性

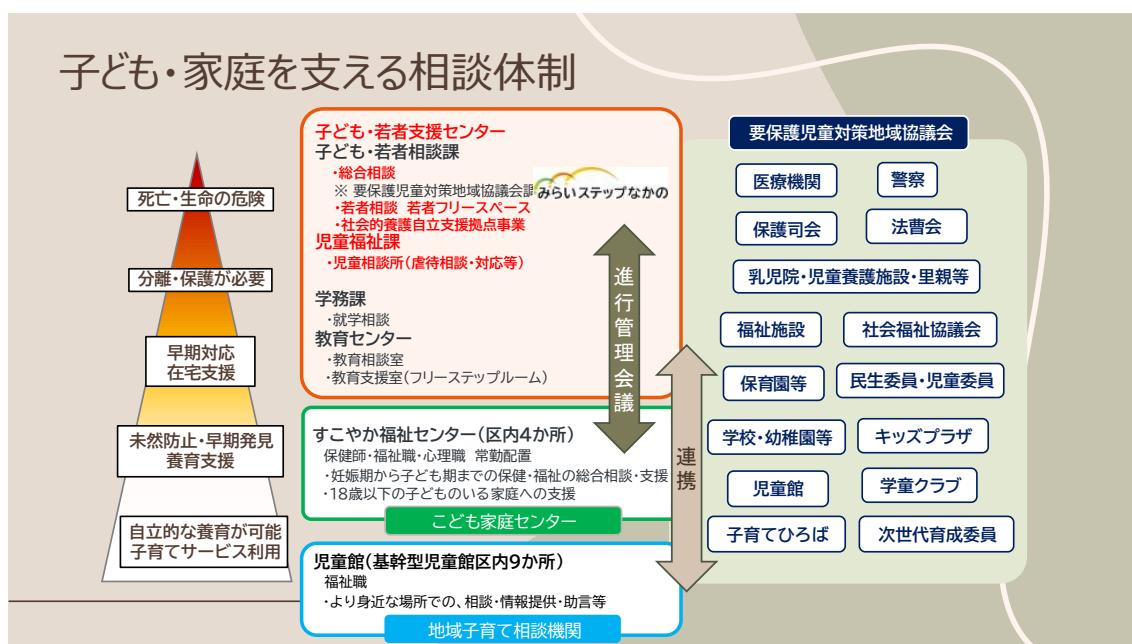
- 安心して妊娠・出産・育児をできるよう、すこやか福祉センターを中心とした、妊娠から子育てにかかる切れ目ない一貫した支援体制の充実を図ります。
- 様々な機会を捉え、SOS を発信できない世帯や複合的な課題を抱える世帯等に必要な支援や地域資源につなげるための支援を、多機関で連携しながら包括的に提供し、生活課題の解決に向けて取り組みます。
- 特定妊婦へのフォローについては、妊娠期からトータルケアを担うすこやか福祉センターを中心とした支援フローを基本にして、特定妊婦の確実な把握と支援の調整を行います。リスクに応じた児童相談所との情報共有により、虐待のリスクが高く、出産後すぐに子どもの保護等が必要となる可能性のあるケースに対する役割分担を協議し、適時に対応できる体制を整えます。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、育児不安の早期解消に向け、子ども・若者支援センターやすこやか福祉センターが関係機関や地域と連携を図りながら、虐待への地域全体の対応力を強化し、一貫した相談支援体制を構築していきます。  
加えて、中学校区ごとに1館配置する基幹型児童館においても、子ども・家庭からの相談に応じ地域における支援の枠組みを強化します。
- ヤングケアラー等、潜在的な要支援者を早期に発見し、本人やその家族を必要な相談支援につなぐため、地域のネットワークなどを通じた取組を進めます。

## ◎具体的な取組

### (1) 子ども・家庭相談体制の整備

- すこやか福祉センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談支援を通して、支援を必要とする子ども・妊産婦等に対して必要なサービスと一緒に組み立てる「サポートプラン」を作成します。  
支援者である職員と対象者が、お互いの信頼関係を十分に構築しながら、共に作成を進めます。対象者が自身の課題、支援内容を理解し円滑に支援を受けられるように、また関係機関が情報を共有し、効果的に支援が実施できることをねらいとします。

- 子ども・家庭支援の対応力向上に向けた人材育成を行うとともに、すこやか福祉センターにおいて、統括支援員による職員への相談・指導を充実することで、より迅速かつきめ細やかな対応につなげます。
- 相談支援機関は面接や健診など、事業の機会を活用して児童虐待の未然防止及び早期発見に努め、要保護児童対策地域協議会構成機関等(教育センター、児童館や学校、トータルケア関連の事業所や地域団体など)の地域におけるさまざまな機関と連携・協働することで、切れ目のない適切な支援を実施します。
- すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターは進行管理会議等により定期的及び隨時に、特定妊婦、要支援・要保護児童の支援状況を共有し、互いの専門性を生かした支援を連携して実現します。
- 特に母子の安全確保のためにきめ細かい連携が必要な特定妊婦に関しては、進行管理会議を通して関係機関連携・役割分担を進め、安全な出産と産後の養育環境作りに向けた十分なアセスメントに基づく支援を行います。要保護児童等の対応や、各種サービス(生活保護、入院助産、母子生活支援施設、女性相談、障害児支援等)の利用等に向けて、適切な情報提供や具体的なサポート等、出産後の迅速な支援につなげます。
- 中学校区に1か所配置されている基幹型児童館9か所については、全ての子育て世帯や子どもが、より身近に相談することのできる地域子育て相談機関として位置付け、さらにきめ細かく重層的な子ども・家庭支援を展開します。



## (2) ヤングケアラーに対する支援

- 把握することが困難で、問題が潜在化しやすいヤングケアラーへの支援体制を強化するために、啓発活動に取り組みます。
- 関係機関や団体等の連携を一層推進し、支援が必要なヤングケアラー・若者ケアラーを早期に発見し、切れ目なく適切な支援につなげるため、LINE 等のSNS を活用した相談窓口を開設し、様々なケアラーからの相談に応じる体制を構築します。
- 「ヤングケアラー支援に関する連絡会」を活用し、関係機関・関係団体とともに、支援対象者の実態やニーズ把握、課題共有や支援策の検討、ネットワークの構築等を行い実施します。
- ヤングケアラーコーディネーターの設置により、ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、介護、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげます。

## ◎評価指標と目標値

### ○子ども・家庭相談体制

評価指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
① こども家庭センターの設置数	4か所	4か所
②職員が受講した要支援ケース(特定妊婦含む)の支援に関する研修の数、受講者数	64回 106人	76回 189人
③こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況 ※妊娠期の相談における支援プラン策定状況 (特定妊婦等に対するサポートプランは令和6年度開始)	95%※	100%
④要保護児童対策地域協議会の専門研修実施回数、受講者数	3回 103人	4回 200人
⑤要保護児童対策地域協議会への参加関係機関数	341	359
⑥すこやか福祉センターと子ども・若者支援センターとの進行管理会議等(定期)	4か所×4回 合同 4回	4か所×4回 合同 4回
⑦地域子育て相談機関(児童館)	—	9か所

## ○ヤングケアラーに対する支援

評価指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
①ヤングケアラーという言葉を「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した区民の割合	60.6%	70.7%
②アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合	84.9%	91.0%
③家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手、相談機関に「区役所等の公的機関」と回答する区民の割合	14.8%	17.8%

## 2 子どもの養育を支えるサービス

### ◎現状と課題

- 区では、「中野区子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を策定し、計画に基づいて施設の整備やサービスの提供を行ってきましたが、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、さらなる子育て家庭への支援の充実をしていく必要があります。
- 「子ども・子育て支援アンケート」、「子どもの預かり関連サービスに係るアンケート」等では、預かりサービスを利用した、または利用したことはないが利用する必要があったと捉えられる回答のうち、実際に利用できた者が3割程度でした。こうしたことから、子育て短期支援事業等において、ニーズを踏まえたサービス利用枠の充実や手続き方法の改善等が必要です。
- ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担う必要があることから、日常生活の様々な面で困難に直面しやすい傾向にあります。地域の中で安心して子どもとともに生活をおくるための支援が必要です。

### ◎方向性

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等に対し、必要

かつ十分な質と量の養育を支えるサービスや相談対応により、家庭や養育環境を整え、虐待の未然防止、早期対応を進めます。

- 子育て家庭が必要とするサービスを必要なときに利用することができるよう、子どもの預かりなど、子育てに関するサービスを充実するとともに、その利用につながるよう、様々な方法により情報を提供します。
- 暮らし、仕事や子育てなど、ひとり親家庭が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、総合的かつ継続的な支援を実施します。

## ◎具体的な取組

### (1) 養育支援サービスの整備

- 適切な養育支援を実施するため、関係機関との連携強化や支援内容の充実を図り、養育支援の必要な家庭への子育て世帯訪問支援事業(養育支援ヘルパー派遣事業)を実施します。
- 保護者が入院や出張、育児疲れ等で一時的に子どもの養育ができない場合に、必要なときに希望する場所で子どもを預かることができるよう、子育て短期支援事業(子どもショートステイ、協力家庭(里親家庭等)等)の多様な実施体制を整えます。
- 保護者の強い育児疲れ若しくは育児不安又は不適切な養育状態により子どもへの虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭に対しては、子どもショートステイを活用し、子どもの養育を行うとともに、生活指導、発達及び行動の観察並びに保護者への支援を適切に実施する環境を整えます。
- 要保護・要支援児童及びその保護者が親子間の適切な関係性を築くため、ペアレント・トレーニング等を予防的観点から地域展開できるよう、児童相談所とすこやか福祉センターが連携します。
- 経済的課題を抱える特に支援を必要とする妊産婦に対して、所得の状態に応じ、助産施設における分娩費用の自己負担額を軽減する入院助産制度があります。助産の実施が必要な妊産婦に対し、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう実施体制を整えるとともに、支援者への周知を図ります。

## (2) 母子生活支援施設の体制整備・活用促進

- 解決困難な課題を抱える母子家庭に対し、専用の施設において養育支援や家庭運営支援、就労支援など、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、将来の自立に向けた支援を総合的かつ継続的に行います。
- 母子家庭が抱える課題が多様化していることから、それぞれの家庭に対して迅速かつきめ細やかな支援を行うため、専門的な知見や経験を有する職員を配置し、支援体制を整えます。
- 母子生活支援施設では、施設支援の強みを生かし、子どもショートステイ事業や母子一体型ショートステイ事業を展開するとともに、母子及び女性を一時的に緊急保護する機能も確保します。

### ◎評価指標と目標値

#### ○子育て世帯訪問支援事業

評価指標		現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
需要見込み	産前家事育児支援	186人日	168人日
	養育支援ヘルパー派遣	446人日	2,800人日
確保方策	産前家事育児支援	—	243人日
	養育支援ヘルパー派遣	—	2,930人日

#### ○子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)

評価指標		現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
需要見込み		596人日	3,075人日
確保方策		1,460人日	3,722人日

○子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数

評価指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数	2家庭	5家庭

○親子関係形成支援事業

評価指標	現状値 (令和6 年度)	令和11年度 目標値
ペアレント・トレーニング等のグループ実施	—	40家庭

## 第4章 子どもの権利をまもる一時保護の取組

### ◎現状と課題

- 一時保護は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものであります。しかしながら、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多い学習権保障の課題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。
- 平成28年の児童福祉法改正(以下「法改正」という。)により、「子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることの明確化」や「理念を具体化するため、一時保護の見直しの必要性が提示」されたところです。
- さらに令和4年の法改正により、一時保護される子どもの状況に応じた個別ケアや子どもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされました。
- 令和5年度の区の一時保護件数は 122 件でした。これは、令和3年度以前の東京都における中野地区の子どもの保護実績の概ね倍の数値となっており、適時・適切に一時保護が行われています。  
区は、令和 4 年度の児童相談所開設に合わせて一時保護所を設置しました。定員は12名(女児・男児 各5名、幼児2名)です。令和5年度の区の一時保護所の稼働率は80%に到達しました。一時的に定員を超過する場合には、主に特別区間で広域調整し、他区の一時保護所に保護委託を行っています。
- 区の一時保護所は開設当初から、個室を中心とする環境整備、意見表明等支援事業の受入、第三者評価の受審、在籍校への登校支援、個々の子どもの状況に応じた個別支援の実現等の取組を推進しています。一時保護は子どもの最善の利益をまもるため、子どもを一時的にその養育環境から離すのですが、そうした中でも、できるだけ家庭的な環境の中で子どもの権利がまもられ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であり、法改正や基準の制定を

踏まえて、これまでの区の取組の維持・向上を図ることが必要です。また、一時保護を里親家庭や施設等へ委託して実施する場合にも、できる限り同様の対応ができるよう配慮が必要です。

## ◎方向性

- 子どもから保護の求めがあった時には迅速に子どもの思いを受け止め、状況を把握し必要な対応を行います。
- 区の一時保護所については、開設以来実現している個室を中心とする環境整備、意見表明等支援事業の導入、在籍校への登校支援、個々の子どもの状況に応じた個別支援等を確実に実施し、こうした子どもの権利擁護に基づく一時保護の維持と質の向上が行える体制を整えます。
- 一時保護を里親家庭や施設等へ委託して実施する場合にも、できる限り同様の対応ができるよう配慮します。
- 国による一時保護施設設備運営基準の制定や一時保護ガイドラインの改定を踏まえ、区において条例を制定し、子どもの権利に配慮した適時・適切な一時保護を行います。

## ◎具体的な取組

### 1 一時保護の体制整備

- 区の一時保護所においては、定員(12名)を維持し、個室を中心とした居室配置によるプライバシーの配慮や、設計・設備・備品仕様等の物理的な空間づくりの工夫とともに、小規模で個々の状況を踏まえた運用を進め、できるだけ家庭的な環境を整えます。また、区としての一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例として定めます。
- 乳児については専門性の高い乳児院への一時保護委託を基本とせざるを得ない現状です。しかしながら、とりわけ乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることから、里親家庭への一時保護委託について、登録里親の拡充にあわせて体制を整備します。
- より個別的な支援を要する場合や一時的に区の一時保護所の定員が超過する

場合などには、里親家庭や施設等への一時保護を実施します。こうした場合にも、子どもの権利をまもる取組が行われるよう配慮します。

- 一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修など職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制や環境の整備を行います。また、特別区職員研修所主催の研修へ参加し、特別区間の連携も強化します。さらに、一人ひとりの子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えます。

## 2 一時保護における子どもの権利をまもる取組

- 子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、一時保護された子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会による子どもの権利救済のしくみの活用や意見表明等支援事業の受入を行い、第三者の関与により子どもの意見が適切に表明されるよう配慮するとともに意見を尊重します。
- 区の一時保護所は3年ごとに第三者評価を受審し、その結果を踏まえ、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行います。
- 一時保護にあたっては、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から、心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等の個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給・貸与できる様にします。また、子どもの入所時の不安を解消するためのインテーク動画による説明に加えて、子ども権利教育などにもつながる「生活ガイド」も使用し、一時保護所での生活をイメージしやすくします。
- 一時保護所がより良くなるための方法や考え方を子どもと大人が話し合う場として、「いちはう会議」を実施します。「いちはう会議」で話し合ったことや決めたことは居室フロアの共有スペースに掲示し周知します。定期的に開催することで、前に決まったことを見直しきり、新規入所した子どもの意見を反映させることを可能とします。
- 希望する子どもは在籍校へ登校することができるよう環境を整えることを基本とします。登校にあたっては、子どもの心身の状況や家族の動向、受け入れ先の環境調査等を行い、子どもの通学支援や個別支援を担う生活支援員を配置します。また、登校を行わない子どもの学習保障のため、在籍校との連携をきめ細

かく実施し、一時保護所内の学習支援の充実に努めます。

- 区の一時保護所に配置する心理療法担当を中心として、子どもの大人との関りの状況や必要な関り方について、子どもとともに確認し、一時保護中の子どもの支援に生かします。

### ◎評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値
① 一時保護所の定員数	12名	12名
② 一時保護所の平均入所率	80%	85%以下
③ 一時保護所職員に対する研修の実施回数	18回	18回以上
④ 意見表明等支援事業受入	週1回以上	週1回以上
⑤ 一時保護所は思いを伝えやすい場所だったと感じる子どもの割合(退所時アンケート)	74%	100%

## 第5章 子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援

### ◎現状と課題

- 区は、子どもが家庭において心身ともにすこやかに養育されるよう、妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制(第3章参照)のもと支援を進めています。
- 家庭において子どもを養育することが何らかの事情により困難であったり、適当でない場合においても、子どもが家庭と同様の環境又はできる限り良好な家庭的な環境で養育されるとともに、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)を保障する取組が求められています。
- 児童相談所は、令和5年度末現在79名の子どもについて、乳児院、児童養護施設、里親家庭への措置等を行っています。子どもを担当する児童福祉司や児童心理司がきめ細かく施設等へ訪問し、状況を把握するとともに、組織として定期的にそうした状況を確認する進行管理を行っていますが、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)を保障する観点を踏まえた取組の強化が必要です。

### ◎方向性

- 区は、妊娠期からトータルな子ども・家庭相談体制のもと、子どもの養育を支えるサービス等を展開することにより、家庭養育を推進しており、この取組を今後も継続していきます。(第3章参照)また、一体的な仕組みを生かし、特定妊婦等の把握や必要に応じた特別養子縁組等の取組との連携を図ります。
- 中野区児童相談所は、子ども、家庭への対応にサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入しています。「家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みをつくることをあらゆる人と手を携えて支える」ことを相談援助の基本的な考え方としており、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)保障の観点から家庭における養育を尊重するため、今後も継続していきます。
- 家庭での養育が難しい場合には、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)の保障を十分に配慮し、子どもの意向や状況を踏まえ社会的養育を検討します。また、こうした検討を組織的にサポートする体制の構築を進めます。
- 家庭が本来持っている力を発揮できるようにサポートすることを相談援助の基本としながら、親子関係再構築等に向けたプログラム等についても関係機関

連携のもと進めていきます。

- 家庭と同様の環境での養育や子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)を保障するために、養育家庭及び特別養子縁組の取組を進めます。

## ◎具体的な取組

### 1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

- 中野区児童相談所では、ケースワークにサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを導入しています。まずは、子どもに何が起きたか、その状況が続くと子どもにどんなことがあるかを子ども、家庭主体で整理した上で、家族が目指す方向性について話し合うことを前提としています。子ども自身の希望を確認し、常に子どもの思い、願いを支援の中心において、家族とともに子どもの希望に応えるために何が必要かを考えていきます。児童相談所が一方的、指導的に動くのではなく、子どもの願いや希望を受け止め、家族自身が、子どもの安全を守るために必要なことについて考え、その方向に家族自身が主体的に動いていけるような支援を行います。また、そのためにあらゆる人と連携を図ります。
- 家庭での養育が難しい場合には、子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)の保障に十分配慮し、特別養子縁組も含め、子どもの意向や状況を踏まえ社会的養護を検討します。
- 社会的養護のもとに生活する場合においても、児童相談所の担当者は子どもや保護者に定期的に会い、話を聴き、子どもの意向を踏まえたうえで、施設や里親家庭等と連携し、子どもの生活にかかることがらを一緒に考え、見通しを共有するようにします。担当者が変わる場合には丁寧に引継ぎを行い、子どもへの負担に配慮します。
- 児童相談所は組織的にこうした見通しなどを定期的(月1回程度)に確認します。また、確認された見通し等に基づいた取組の実現を子どもの生活環境の永続性(パーマネンシー)保障の視点から継続的にマネジメントし、担当の児童福祉司や児童心理司をバックアップしていく組織的な体制を確保します。
- 加えて、子どもの状況に応じた施設の選択や、施設入所中の子ども、家庭、施設との密なコミュニケーション、家庭復帰、自立支援等をサポートするため、施設連携強化専門員を配置します。

- 子どもが自身の出自を知る権利を踏まえ、子どもの生い立ちの整理についても、子どもの将来につながる重要事項ととらえ、子どもの希望を踏まえたうえで、施設や里親家庭等と連携し実施を進めます。

## 2 親子関係再構築に向けた取組

- 上記1のケースマネジメント体制を基本としながら、特に、親子関係再構築に向けた取組を強化します。親子関係再構築は、子ども、家庭、親族、地域等に対して総合的な調整を行う必要があります。また、担当者だけでは、子どもや家庭への関わりから、客観的にケースを捉えられない場面等もあります。そのため、担当者だけでケースワークを行うのではなく、担当者をバックアップする体制を整え、家族交流、家庭復帰の検討等の家族関係支援をチームで行います。
- 取組にあたっては、親子関係の維持や再構築へのステップを整理し、子ども、家庭の目指す方向へ家族間調整を図っていきます。将来的な家庭引き取り、児童相談所の措置中に家庭引き取りとならない子どもにとっても、児童相談所の措置終了時だけをゴールと捉えず、将来的に子どもと家庭の関係がうまくいくように取組んでいきます。
- 親子関係再構築等に向けた以下に掲げるプログラム等の実施ができるよう、関係機関と連携の上、研修受講等により必要なライセンス取得等専門体制を確保します。  
\*TF-CBT(トラウマ焦点化認知行動療法)、PCIT(親子相互交流療法)、遊戯療法(プレイセラピー)、認知行動療法(物事の捉え方・考え方を振り返って変えていくことで気持ちや行動を変えていくもの)、箱庭療法・アートセラピー等  
\*CARE、ペアレントトレーニング、グループ活動等(これらの一部は、予防的観点から地域展開できるよう、児童相談所とすこやか福祉センターが連携します。)

## 3 特別養子縁組等の推進のための取組

- 妊娠期からトータルな子ども・家庭支援体制のもと、すこやか福祉センターと児童相談所を含む子ども・若者支援センターは、進行管理会議等により定期的及び随時に、特定妊婦、要支援・要保護児童の支援状況を共有しています。こうした体制を生かし、妊娠中から出生後の支援について調整を行い、産後、家庭での養育で、子どもの安全等が守られない場合は、一時保護を実施します。また、

保護者の意向や状況を考慮し、里親委託や特別養子縁組について、早い段階で検討し、実施します。

- 子どもの最善の利益を考慮し、保護者が特別養子縁組について同意している場合は、積極的に特別養子縁組を進めていけるよう、ケースの進行管理時に、担当児童福祉司だけでなく、里親養育支援児童福祉司、組織全体でケースについて検討を行っていきます。また特別養子縁組については、養親となる者の負担を軽減し、手続きが迅速に進むよう、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て等の活用も積極的に検討を行います。
- 区外や民間あっせん機関を含めた、養子縁組の進め方として、区内で対象の子どもの適格な養子縁組里親が見つからない場合は、子どもの利益を尊重し、早い段階での区外の養子縁組里親への委託を進めます。その際は他自治体の児童相談所と連携し、スムーズにマッチングや委託が進むように対応を進めます。また、保護者との話し合いの中で、民間あっせん機関での養子縁組を進めることになった場合は、保護者とのやりとりを行い、必要に応じて、民間あっせん機関と調整を図りながら、養子縁組が適切にスムーズに進むよう支援します。
- 区内里親への特別養子縁組成立後は、各関係機関と連携を行いながら、子どもの生活が安定しているか、里親は過度な負担感なく養育を行っているかを確認していきます。必要に応じて、関係機関を交えた会議等を行い、児童相談所の関わり終了に向けた支援体制の構築を行います。また、児童相談所の関わり終了後も、区内の関係機関が支援を行えるよう養子縁組後の生活が子どもにとっても、里親などにとっても安心できる状況が続くように見守っていける環境を作ります。  
他自治体での養子縁組成立の場合は、スムーズに管轄の児童相談所に引継ぎができるよう、手続きの進捗に合わせて、その後の支援体制の構築が円滑にいくようにケースを進めていきます。
- 子どもの特別養子縁組を進めていくためには、養子縁組里親の登録数を増やしていく必要があります。里親支援包括支援事業において、幅広い世代に里親制度への興味を持つもらう機会を設けるなど、里親啓発を推進します。

## 第6章 里親委託の推進に向けた取組

### 1 里親委託の子ども数、里親登録数の見込み等

#### (1) 里親委託が必要な子ども数の見込み

##### ○ 現状の里親委託率

	令和4年度				令和5年度			
	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計
代替養育必要児童	8	8	54	70	17	6	56	79
施設措置児童	6	8	44	58	14	5	46	65
里親委託児童	2	0	10	12	3	1	10	14
里親委託率(%)	25%	0%	18.5%	17.1%	17.6%	16.7%	17.8%	17.7%

里親委託率(代替養育を必要とする子どもの数に対する里親へ委託した子どもの数の割合)は、各年代別の国の目標(乳幼児75%、学齢期以降50%)を下回っています。

里親委託推進のためには、里親登録の拡充、里親養育の包括的な支援体制の構築、里親委託推進の進行管理が総合的に行われることが必要です。

##### ○ 里親委託推進の考え方と目標(里親委託率)

代替養育が必要な子どもについては、第5章子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援や進行管理を基本とします。その上で、里親委託については、保護者や子どもの意向を確認しながら、以下の考え方で委託検討を進め、目標の達成を目指します。

- ・3歳未満の子どもに関しては、安定した特定の愛着関係を築くことが特に重要な時期であることから、里親委託を優先して検討します。令和11年度には3歳未満の里親委託率を80%とすることを目標とします。

- ・3歳以上就学前、学齢期以降の子どもに関しては、子どもや保護者の状況に応じて、措置開始の段階から里親委託を進めるとともに、施設入所後においても、状況把握をきめ細かく継続的に行う中で、里親委託が適当と考えられる場合には措置変更を検討します。令和11年度には、3歳以上就学前の里親委託率を50%、学齢期以降の里親委託率を24%とすることを目標とします。

	令和6年度				令和7年度			
	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計
代替養育必要児童	9	9	62	80	9	9	63	81
施設措置児童	6	7	50	63	6	7	50	63
里親委託児童	3	2	12	17	3	2	13	18
里親委託率(%)	33.3%	22.2%	19.4%	21.3%	33.3%	22.2%	20.6%	22.2%

	令和8年度				令和9年度			
	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計
代替養育必要児童	9	9	64	82	9	9	65	83
施設措置児童	5	6	50	61	4	6	50	60
里親委託児童	4	3	14	21	5	3	15	23
里親委託率(%)	44.4%	33.3%	21.9%	25.6%	55.6%	33.3%	23.1%	27.7%

	令和10年度				令和11年度			
	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計	3歳未満	3歳以上 就学前	学齢期 以降	合計
代替養育必要児童	10	10	64	84	10	10	65	85
施設措置児童	3	6	49	58	2	5	49	56
里親委託児童	7	4	15	26	8	5	16	29
里親委託率(%)	70.0%	40.0%	23.4%	31.0%	80.0%	50.0%	24.6%	34.1%

## (2) 確保が必要な里親数の見込み

- 里親登録数・登録率・稼働率の現状

	令和4年度	令和5年度
里親登録数	27家庭	29家庭
新規登録数	5家庭	3家庭

里親登録率	38.6%	36.7%
里親稼働率	44.4%	48.3%

里親の新規登録は一定数継続しており、里親登録数は少しずつ増えています。里親登録率(代替養育を必要とする子ども数に対する里親登録数の割合)は微減していますが、稼働率(里親に委託した子ども数に対する里親登録数の割合)は緩やかですが増加しています。里親委託推進のためには里親登録数を増やすとともに、里親稼働率を維持、向上させる必要があります。

#### ○ 目標(里親数・里親登録率・里親稼働率)

里親の新規登録を着実に継続し、里親登録数を増加させます。また、里親養育の包括的な支援体制の構築、里親委託推進の進行管理等により、子どものアセスメントを踏まえた里親家庭との適切なマッチングを進めています。そして、里親家庭の養育状況を確認しながら必要な再アセスメントを実施するなどの継続支援等を総合的に実施する中で、里親委託を推進し、里親稼働率を維持、向上させます。

#### 里親登録数

(養育家庭里親)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録里親数	25	27	29	31	33	35
新規登録数	2	2	2	2	2	2

#### (養子縁組里親)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録里親数	9	11	13	15	17	19
新規登録数	3	3	3	3	3	3

#### 里親登録率・稼働率

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録率	42.5%	46.9%	51.2%	55.4%	59.5%	63.5%
稼働率	50.0%	47.4%	50.0%	50.0%	52.0%	53.7%

## 2 里親養育の包括的な支援体制の構築に向けた取組

### ◎現状と課題

- 国は児童福祉法に規定する家庭養育優先の原則のもと、里親委託の拡充を目的として、里親制度の普及啓発・リクルート、里親委託推進、研修・トレーニング、里親養育支援、委託児童の自立支援等事業について民間事業者等の活用により一貫して対応する体制の構築を推進しています。
- 区は、国が示す事業の一部を社会福祉法人や里親当事者が組織する団体へ委託して実施してきましたが、さらなる里親の開拓、里親の養育力の向上及び里親委託推進を図るため、事業を包括した里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施を進めていく必要があります。
- 基礎的自治体が設置する児童相談所であることから、里親家庭の地域生活を支える区の各部署や学校、保育園等と連携がとりやすい環境があります。児童相談所、里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施機関、施設等の里親支援専門相談員とともにこうした関係機関との連携を密にしながら里親の養育を支える必要があります。

### ◎方向性

- 里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施により、里親制度の普及・地域理解の促進、里親登録の拡充、里親の養育スキルの向上、里親子マッチングの質の向上、里親委託の継続・拡充、里子自立支援・アフターフォローの充実等をすすめます。また、これらの取組の実施状況を踏まえて里親支援センターの設置について検討します。
- 児童相談所は、ケースのアセスメント・進行管理、里親子マッチング・特別養子縁組の推進、里子担当児童福祉司のスキルアップ等をサポートする組織体制を整備します。
- 児童相談所、里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施機関、施設等の里親支援専門相談員とともに、里親家庭の地域生活を支える区の関連部署や関係機関等との連携を進めます。
- 里親支援にかかる事柄については、里親当事者や里親家庭で暮らす子どもの

意見、意向を踏まえ検討することを基本とします。

## ◎具体的な取組

### (1) 包括的な里親等支援体制の整備

- 里親養育包括支援(フォスタリング)事業を民間事業者等への委託により実施します。実施に当たっては民間事業者の専門性を生かすとともに、里親当事者との連携を踏まえたよりきめ細かく実践的な研修実施や相談支援を求めます。加えて、里親制度の普及啓発、研修等の段階から子どもを中心とした家庭養育優先やパーマネンシー保障の視点への理解を求めます。
- 児童相談所は、里親養育支援児童福祉司、里親委託推進員を配置し、それらを中心として、第5章子どものパーマネンシー保障の考え方に基づく支援や進行管理を踏まえ、里親委託を推進する組織体制を構築します。
- 里親当事者、施設の里親支援専門相談員、里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施機関、民生・児童委員、すこやか福祉センター(こども家庭センター)、児童相談所、学識経験者で構成される里親委託等推進委員会を設置し、里親家庭の地域支援や委託推進等について検討し、実践に生かします。

## 第7章 社会的養護のもとで育つ子どもの自立支援

### 1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握

#### ◎現状と課題

- 令和4年の児童福祉法改正(以下「法改正」という。)では、社会的養護経験者等(社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等をいう)に対する自立支援の強化に向け、社会的養護経験者等の実情把握や支援が都道府県等の業務として位置付けられました。
- 国の「社会的養護経験者への支援ガイドライン」等を踏まえて、社会的養護経験者等の実情について把握していく必要があります。
- 実情把握を行うことで、社会的養護経験者等のニーズに対して適切な支援が実施されているかを情報収集し、その上で社会的養護経験者等への適切な制度、支援について確認していく必要があります。

#### ◎方向性

- 社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実情調査及びヒアリングを、当事者や当事者が入所等していた施設等の協力を得て実施します。
- 社会的養護自立支援拠点事業の実施により、社会的養護経験者等の実情や支援ニーズ等を把握し、施策に反映していきます。
- 中野区子ども・若者支援地域協議会等を活用し、関係機関同士の情報収集や現状・課題等について共有します。

#### ◎具体的な取組

##### (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み及び実情把握

- 国及び東京都において実施する実情調査等の報告を丁寧に読み取り、施策に反映させていきます。

- 社会的養護自立支援拠点事業の実施により、利用者等の実情把握や個別ケースへの対応等、情報や支援技術の蓄積を行い、支援に活かしていきます。
- 中野区子ども・若者支援地域協議会の構成機関や里親支援機関に対してのヒアリングや個別ケース検討会議等の実施により、社会的養護経験者の見込みや実情把握を行います。

	現状 (令和6年度)	令和11年度
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数	120人	120人

## 2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

### ◎現状と課題

- 法改正により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県等の業務として位置付けられるとともに、児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。
- また、里親等へ委託されていた児童等又は児童養護施設等に入所していた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、自立援助ホームのほか、里親等や児童養護施設等により自立支援を受けられるよう、事業の実施について要件の弾力化が行われています。
- 年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で、都道府県等が必要と判断する時点まで支援を受けることができるよう、一律の年齢要件の弾力化についても規定されました。
- 区では、令和6年に事業委託により社会的養護自立支援拠点事業を開始し、社会的養護経験者等へのサポートを進めています。こうした取組により当事者の意向を把握しながら、より実情に即したサポートを展開することが求められています。

## ◎方向性

- 里親等への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童等に対し、共同生活を営む住居等において、相談その他の日常生活上の援助等を行うことにより社会的自立の促進につながるような児童自立生活援助事業を実施できるよう体制を整えます。
- 社会的養護経験者等への支援として、支援計画の作成、生活補助支援、学び・交流等の業務を委託により実施します。前述に加えて、自立支度費や医療費の助成、居住支援や医療連携支援等、社会的養護自立支援拠点事業を実施します。
- 自立に向けた支援は早い段階から子どもの意向を確認し、計画的に実施します。

## ◎具体的な取組

### (1) 児童自立生活援助事業

- 児童相談所は、児童等の状況や意向に応じて、必要な場所で必要な期間、児童自立生活援助事業による支援が受けられるよう関係機関等と調整します。
- 区内の児童養護施設、母子生活支援施設、里親等に対し、児童自立生活援助事業を実施するための手続きや申請等の支援を行うとともに、事業の運営にあたって、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる適切な援助がなされるよう助言・指導します。

### (2) 社会的養護自立支援拠点事業

- 社会的養護経験者等への必要な情報提供・相談支援、相互交流の場所の設置等により、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切に繋ぐことができるよう社会的養護自立支援事業を委託により実施します。
- 社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターや生活相談支援員、就労相談支援員を配置し、必要に応じた適切な支援を実施します。
- 措置解除後も就業や就職しながら安定した生活を送ることができるよう、就学や就職、引越し等に自立の支度のために必要な費用を措置解除時に助成し

ます。

- 措置解除後の安定的な住まいを確保するため居住費助成や居住支援法人との連携支援を実施します。
- 措置解除後も精神的に安定した生活を送ることができるよう、医療費助成や医療機関との連携支援を実施します。

### **(3) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備**

- 中野区子ども・若者支援地域協議会を活用し、社会的養護経験者に関する研修や個別ケース検討会議等の実施により、社会的養護経験者等に対して関係機関が連携して支援できる体制を整備します。
- 社会的養護経験者等の実情把握や実施事業の振り返り等により、体制の見直し等、事業へ反映をしていきます。

#### **◎評価指標と目標値**

評価指標	現状値 (令和6年度)	令和11年度 目標値
①社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1か所	1か所
②社会的養護経験者を支援する関係機関の連携体制の整備	有	有

## 第8章 児童相談所の安定的で質の高い支援の実現に向けた取組

### ◎現状と課題

- 区は、児童相談所の開設に向けて、専門職の採用や人事異動により、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の支援員等の専門人材を確保し、他自治体の児童相談所への職員派遣や人材育成を計画的に行ってきました。令和4年の児童相談所開設当初から、法定基準に沿った人員配置を実現するとともに、相談件数等に応じた増員も確実に実施しており、今後も必要な人員確保を行っていく必要があります。
- 組織運営をサポートする体制として以下の取組を進めており、法改正や運営状況に応じてこうした取組の維持、向上を図る必要があります。
  - ・医師会・歯科医師会や大学病院等との連携、児童相談所の専門支援機能(法的対応、医療連携、施設・里親との連携、困難ケース対応等)の確保
  - ・特別区職員研修所や周辺自治体との共同研修、大学や研究機関との連携、成果発信などによる人材育成
  - ・法改正への対応や組織的な取組が必要なテーマについて、係や職種を横断したプロジェクトチームの設置・運営
- こうした取組により、児童福祉司一人あたりのケース数は全国平均を下回っていますが、ニーズのない状況から相談対応を進める困難性や、緊急性を要するケースも多く、超過勤務を含む職員への心身の負担は少なくありません。今後も、時代の変化に対応し、児童相談所の運営を長期にわたって安定したものとし、子どもの夢と希望を実現していくためには、専門人材の確保・育成、支援の質の向上に資する取組をより進化させていく必要があります。  
また、こうした専門性を区の関係部署や地域の関係機関等と共有し、地域全体の子ども・家庭支援の対応力の強化を図ることが求められています。

### ◎方向性

- 児童相談所の人材育成機能の更なる充実により、児童相談所が区の福祉行政を支える人材の供給源となって地域全体の福祉の向上に貢献していきます。
- 児童相談所の各専門職の指導育成を行うスーパーバイザーや児童相談所長を始めとする組織運営を担う管理職を計画的に養成し、児童相談所の運営を将来にわたって安定したものとします。

- 職員1人当たりのケース数や分担の最適化、支援者支援の充実、DXによる業務効率化とケースワークの質の向上により、児童相談所を誰もが安心して働く職場とし、より良い支援より良い住民サービスを実現していきます。
- これらの取組や成果を積極的に発信し、進化させていくことで、中野区や区の児童相談所で働くことの魅力を高め、人材確保・育成、地域福祉の向上の好循環を生み出し、将来にわたって児童相談所の運営を安定させていきます。

## ◎具体的な取組

### 1 人材育成の更なる充実

- 区では、児童相談所の開設に先立ち、児童相談業務に関わる職員を対象とした人材育成・研修計画を策定し、これに基づき、特別区職員研修所で実施される法定研修の受講や外部機関による専門研修の受講を進めることで、職員の専門性向上に取り組んでいます。  
各職員の保有資格や経験年数、研修の受講履歴については、データベースで管理し、今後の人材育成や適切な任用配置に繋げられるようにしています。  
児童福祉分野では、法改正や制度変更が頻繁に行われ、国内外で最新の知見や優れた実践の報告もされていますので、それらを踏まえて毎年計画を改訂し、特別区職員研修所を含めて特別区間の連携やスケールメリットも活かしつつ、人材育成の更なる充実を図っていきます。
- 上記計画に沿って、職員が新たな学びを得て、それらを実践に活かしてより良い支援の実現を組織として後押ししていきます。若手や転職者・異動者についても、それぞれの強みや経験を活かして即戦力として活躍できる機会を積極的に作り、良い実践(グッドプラクティス)の共有を各種会議、組織運営上の取組の中で実施し、チャレンジが成功するようサポートしていきます。
- これらについて、区の関係部署はもちろんのこと、地域の関係機関にも積極的に還元することで、中野区(児童相談所)の文化として定着・発展させていきます。そして、今後の専門職のジョブローテーションなどにより、児童相談所が区の福祉行政を支える人材の供給源や専門性向上の拠点となって、地域全体の福祉の向上に貢献していきます。

## 2 「中野区児童相談所運営基本方針」に基づく組織運営の推進

- 区では、児童相談所の開設にあたって、「中野区児童相談所運営基本方針」を定め、これに基づく組織づくりと組織運営を行っており、今後も継続します。
- また、法改正への対応や組織的な取組が必要なテーマについて、係や職種を横断したプロジェクトチームを作り、若手や転職者、異動者を含めたメンバー強みや現場感覚を区の児童福祉行政や組織運営に活かす取組を進めます。
- さらに、将来にわたって安定的な組織運営が可能となるよう、各職種の指導育成に当たるスーパーバイザーや将来の児童相談所長候補となる管理職の養成を計画的に進めています。

## 3 より良い支援、より良い住民サービスの実現に向けた基盤整備

- 区では、児童相談所を誰もが安心して働ける魅力的な職場としたいと考えています。そのためには、職員1人当たりの担当ケース数や分担の最適化を図り、子どもと家族に丁寧に関わることのできる時間を十分に確保することが重要と考えています。法定基準に沿った人員配置を行うのはもちろんのこと、現場職員を支える専門職の重点配置や伴走型の支援者支援の仕組みを充実させることにより、職員の負担を軽減しつつ、より良い支援の実現、ケースワークの質の向上を目指します。
- 児童相談所の全職員を対象とした予防的なカウンセリングを定期的に実施するとともに、組織としてもトラウマインフォームドケアを導入し、子どもや家族はもちろんのこと、職員にもサポート型な組織としていきます。
- 最新の知見や高い技術を持つ民間事業者の協力を得て、児童相談所の業務全体のDXやAI活用を進めます。セキュリティに優れたモバイルシステムの一人一台の導入、既存システムとの統合により、児童相談所職員の負担軽減を図るとともに、業務の合理化や質の向上により、子どもや家族に対する支援の充実を進めています。

## 4 成果を発信し、好循環を生み出す

- 区では、児童相談所開設前から、日本こども虐待防止学会など、全国規模の学会での発表を行っています。今後も、区の取組や成果を発信し、フィードバック

を得てより進化させていくことが重要と考えています。

- これらを通じて、区や区の児童相談所で働くことの魅力を発信することで、児童福祉分野で働くことを希望する方々から、選ばれる自治体、選ばれる職場となって、人材の確保・育成、地域全体の福祉の向上の好循環を生み出し、将来にわたって児童相談所の運営や児童福祉行政を安定したものとしていきます。

## ◎職員配置

令和4年度(4月1日現在)

児童相談所	配置数
所長	1
副所長（一時保護所長兼務）	1
事務	7
児童福祉司	25
児童心理司	13
保健師	1
会計年度任用職員、特別職非常勤 (施設連携強化専門員、法的対応専門員等)	23
合計	71

一時保護所	配置数
児童指導員	21
看護師	1
会計年度任用職員、特別職非常勤 (心理療法担当職員、夜間指導員等)	29
合計	51

令和 5 年度(4 月 1 日現在)

児童相談所	配置数
所長	1
副所長（一時保護所長兼務）	1
事務	8
児童福祉司	30
児童心理司	15
保健師	1
会計年度任用職員、特別職非常勤 (施設連携強化専門員、法的対応専門員等)	24
合計	80

一時保護所	配置数
児童指導員	21
看護師	1
会計年度任用職員、特別職非常勤 (心理療法担当職員、夜間指導員等)	33
合計	55

○上記は令和 4 年度及び 5 年度の中野区児童相談所の職員配置です。

前述のとおり、国の配置基準に沿った職員配置を実現しています。今後も法令に基づく適正な職員配置及び本計画に基づく質の高い支援を実現できる体制を継続していきます。

## 第9章 社会的養護を担う施設の環境整備

### ◎現状と課題

- 児童相談所が児童養護施設等に措置した子どもは79人(令和5年度末時点)でした。こうした施設は、東京都及び児童相談所を設置する特別区が広域で利用しており、区が措置した子どもが入所する施設は都内各自治体に広範囲にわたっています。
- 都内の児童養護施設における小規模化・地域分散化の促進、家庭的な養育環境(グループホーム等)での養育の推進は一定進んでおり、運営にかかる経費等の一部は、該当施設に子どもを措置する自治体が負担し、広域でその体制を支えています。
- 区内にある施設は、児童養護施設、乳児院各1か所です。区は、これらの施設の所管自治体として、個別に必要な設備の整備等について相談に応じ、計画的に対応していく必要があります。

### ◎方向性・取組

- 児童相談所が措置する子どもが入所する施設の環境整備については、東京都及び児童相談所を設置する特別区の広域連携により、協働した対応を進めます。
- 区内にある施設については、定期的に運営状況を把握するとともに、施設特性や法改正の動きも踏まえた動向を確認し、所管自治体として、個別に必要な設備の整備等について相談に応じ、計画的な支援等を実施します。